

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」(以下「要領」という。)は、徳島県
県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する土木工事において、「建設現場の遠
隔臨場」(以下「遠隔臨場」という。)を試行するために、必要な事項を定めたもので
ある。

(遠隔臨場)

第2条 遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方通信を使用して「段
階確認」、「材料確認」と「立会」(以下「段階確認等」という。)を行うものである。

なお、ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル
; Wearable)なデジタルカメラの総称であり、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイ
ル端末及びクラウドを活用した情報共有システムを使用することも可能である。

(対象工事)

第3条 遠隔臨場を試行する工事は、次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

当初請負対象金額が5,000万円以上の土木工事については、原則、遠隔臨場を実
施するものとする。

(2) 受注者希望型

当初請負対象金額が5,000万円未満の土木工事を対象とする。

(適用の範囲)

第4条 本要領は、所定の性能を有する遠隔の機器を用いて、「徳島県土木工事共通仕様書」
に定める次の(1)から(3)の段階確認等を実施する場合に適用する。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、段階確認等だけでなく、現場不一致、事故
などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に
実施する行為も遠隔臨場の適用とする。

また、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信
を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場
による段階確認等に代えることが出来るものとし、監督員が十分な情報を得られなか
ったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認等を実施する。

(1) 段階確認

「徳島県土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-24 監督
員による確認及び立会等」に定める「段階確認」において、「監督員は、設計図書
に定めた、又は監督員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができます。
この場合において、受注者は監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を
受けなければならない。」事項に該当するものであること。

(2) 材料確認

「徳島県土木工事共通仕様書」、「第2編 材料編 第1章一般事項」、「第2節 工
事材料の品質」の「4.使用承諾願の提出」及び「第3編 土木工事共通編」、「第12
節 工場製作工(共通) 3-1-12-2 材料」の「1.材料確認」による品質確認及び現物
による確認に該当するものであること。

(3) 立会

「徳島県土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当するものであること。

(遠隔臨場の実施)

第5条 遠隔臨場は、契約後、受発注者の協議により実施を決定するものとし、実施方法は次の(1)から(3)によるものとする。

なお、発注者指定型において、受注後の協議により、映像と音声の双方通信が困難な現場である等、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は遠隔臨場の実施をしないことができるものとする。

(1) 事前準備

- ・遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は、原則、受発注者それぞれが準備するものとする。
- ・利用するアプリケーション又はサービス等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なモバイル端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督員の了解を得るものとする。
- ・発注者が保有する機器での利用が困難な場合でも、受注者において発注者の利用する機器を準備する場合には発注者の環境を満たしたものと見なす。
- ・受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

(2) 遠隔臨場の実施

- ・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。
- ・受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。
- ・遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りでない。

(3) 記録と保管

- ・受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、黒板に「確認年月日」及び「遠隔臨場」を明記し、通信中の画面キャプチャ（画像）又は端末の画面を含めた写真のいずれかの記録を行い、段階確認等の書面に添付するものとする。なお、撮影する写真（画像）は、遠隔臨場が行われた証拠を記録するためのものであり、寸法の読み値等の詳細が判別できるものである必要はない。また、写真（画像）は電子納品の対象外とする。
- ・受注者は、遠隔臨場の映像と音声について、記録と保存を行う必要はない。監督員が映像と音声の録画を必要とする場合は、監督員が使用するタブレット端末等にて録画する。
- ・監督員が遠隔臨場にて段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができるものとする。

(費用の負担)

第6条 遠隔臨場の実施に係る通信機器及び通信費に対する費用は、原則、受発注者それぞれが負担するものとする。

(工事成績評定)

第7条 本要領に基づき遠隔臨場を実施した場合には、主任監督員又は現場監督員による評価において、「5. 創意工夫 I. 創意工夫 【その他】」にて評価するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第8条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとし、次に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 受注者は、ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的でない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月8日から施行する。